

特定不妊治療費（先進医療）助成事業 医療機関向けQ & A

制度について		
1	どのような制度ですか。	令和4年4月から体外受精及び顕微授精が保険適用されましたが、その治療を保険診療で受けた際に、併せて実施した「先進医療」にかかった費用について、助成を行う制度です。 全ての治療を自己負担で実施した場合は、「先進医療」を実施したとしても対象外です。 また、保険診療と関係なく、単独で「先進医療に登録されている治療」を実施したとしても対象外となります。
2	いつから開始した治療が対象ですか。	令和4年4月1日以降から開始した治療が対象です。
3	助成金額はいくらになりますか。	「先進医療」にかかった自己負担分の10分の7をかけた金額か15万円（上限金額）のどちらか低い方の金額になります。 例えば、自己負担分が11万円の場合、10分の7をかけた金額は77,000円になり、助成金額は77,000円です。 同じく自己負担分が22万円の場合、10分の7をかけた金額は154,000円となり、助成金額は15万円となります。
4	年齢要件はありますか。	あります。 保険診療と同じです。 （保険診療の治療開始日における妻の年齢が42歳までの夫婦が対象です。）
5	助成回数の制限はありますか。	あります。 保険診療と同じです。 （保険診療の治療開始日における妻の年齢が、治療開始日に39歳までの場合は6回まで、40歳から42歳までの場合は3回までを上限としています。）
6	所得制限はありますか。	ありません。
7	住所地がどこでも申請できますか。	申請しようとしている「1回の治療」の開始日から申請日まで、東京都に住所がある方が申請できます。
8	対象となる「先進医療」とはどのようなものですか。	現時点で対象となる治療及び技術は ○ SEET法 ○ タイムラプス ○ 子宮内膜スクラッチ ○ PICS1 ○ ERA / ERPeak ○ EMMA / ALICE / 子宮内フローラ検査 ○ IMSI ○ 二段階胚移植法 ○ 不妊症患者に対するタクロリムス投与療法 ○ 膜構造を用いた生理学的精子選択術（マイクロ流体技術を用いた精子選別） ○ 着床前胚異数性検査（PGT-A） です。今後、新たなものが追加された場合、対象としていく予定です。 ただし、貴医療機関において、登録している治療・技術は異なっているかと思います。登録しているもののみが対象となりますので、御確認ください。
9	要件に該当しているか、医療機関で書類による確認を行わなければなりませんか。	申請者からの提出書類により、東京都で審査・確認を行いますので、医療機関で書類による確認を行う必要はありません。 ただし、医療機関にもカルテとの整合性や申請者に口頭で確認いただく等の御協力をお願いいたします。

特定不妊治療費（先進医療）助成事業 医療機関向けQ & A

制度について		
10	医療機関から東京都に対し、事前に何らかの届け出を行う必要はありますか。	届け出の必要はありません。 なお、この事業では健康保険法に定める保険医療機関である必要があり、それぞれの先進医療を実施する医療機関として、厚生局へ登録されている必要があります。
11	都外にある保険医療機関ですが、都内からの患者を受け入れています。この場合でも、助成の対象となりますか。	都外の保険医療機関でも助成の対象となります。（ただし、上記10の要件を満たしている必要があります。）
12	申請受付は、どこが行うのですか。	申請者が医療機関が作成する「証明書」、婚姻関係を確認するための「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）」及び居住地を確認するための「住民票の写し」をそろえて、原則電子にて東京都に直接申請します。
13	提出期限はいつまでですか。	「1回の治療」が終了した日の属する年度末3月31日まで ただし、1月から3月までに特定不妊治療が終了したもので、3月31日までに申請ができない場合は、同年6月30日までの期間に限り申請が可能です。
14	助成回数が、保険診療と同じカウントであれば、移植を行ってはじめて1回ということになるかと思えます。 例えば「採卵1回目→タイムラプス実施するが凍結に至らず→採卵2回目→タイムラプス実施するが凍結に至らず→採卵3回目→タイムラプス実施し凍結、移植まで行った」という場合は、「3回分のタイムラプスを助成金で申請するが、助成回数としては1回」という考え方でいいですか。	助成回数としては1回分です。 この場合、1回分の助成額は、タイムラプス3回分の費用を合算した額から算出されます。
15	申請書の保険診療の回数を記入する欄ですが、上記（問15）のパターンだと、3回分のタイムラプスは全て1回目の治療ということでしょうか。	1回目の治療分ということになります。
16	子宮内フローラ検査やEMMA/ALICE検査などは、どのように助成回数をカウントするのですか。	治療計画から移植に至る一連の保険治療1回分の中で行われた先進医療の費用については、すべて合算して助成回数1回分というカウントになります。 例① 治療計画→ <u>子宮内フローラ</u> →採卵・受精→移植・妊娠判定 …この場合、1回の保険治療の中で行われた先進医療が子宮内フローラ検査のみであるため、1回分の助成額は、子宮内フローラ検査にかかった費用から算出されます。 例② 治療計画→ <u>子宮内フローラ</u> → <u>EMMA/ALICE</u> →採卵・受精→ <u>タイムラプス</u> →移植・妊娠判定 …この場合、1回分の助成額は、子宮内フローラ検査・EMMA/ALICE検査・タイムラプスにかかった費用をすべて合算した額から算出されます。 その他、治療計画策定のために行った場合も助成できることがございます。詳細につきましては、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

特定不妊治療費（先進医療）助成事業 医療機関向けQ & A

制度について

17	治療の途中で中止した場合は、申請できますか。	医師の判断により治療を中止し、その後の治療を行わない場合は、それまでに行った先進医療が対助成象となります。 なお、治療中止後に患者様の希望等により移植を行った場合であっても、東京都の助成回数は1子につき6回もしくは3回限りです。 （例：6回目の移植に向けて治療を進めていたが、移植に至らず中止。それまでにかかった先進医療の費用について申請。その後、本人の希望により治療再開、移植。→東京都への7回目の申請はできません。）
18	採卵や移植を行う医療機関と、先進医療を実施する医療機関が異なる場合は、申請できますか。	医師の治療計画により先進医療の登録医療機関を紹介する場合は、原則として申請可能です。治療途中で転院する場合も、厚労省が定めるところの混合診療の例外が担保されるなら可です。 この場合は、それぞれの医療機関で受診等証明書（第2号様式）を御記入いただく必要があります。受診等証明書裏面の連携先の医療機関名を記載する欄への記載をお願いいたします。 なお、患者様本人の希望により他院へ先進医療のみ受診しに行った場合等は、申請できません。
19	助成回数が、保険診療と同じカウントであれば、移植を行ってはじめて1回ということになるかと思えます。採卵後、タイムラプスを行ったが、凍結に至らず転院し、転院後の医療機関で再度採卵しタイムラプスを行い、移植に至った場合、助成回数の考え方はどのようになりますか。	原則的には、助成回数としては転院元で行った先進医療と転院先で行った先進医療を合算して1回助成するという考え方になります。ただし、この場合、転院先の病院が、転院元で治療していたことを把握している必要があります。 他院から患者様が転院されてきて初めての移植に向けた治療については、受診等証明書の裏面に所定の欄がございますので、把握されている転院元ご記入ください。 なお、この場合、「転院元において治療中止」ということで転院元で行った先進医療のみについて、1回の助成申請をすることも可能です。ただし、転院先における治療についても助成申請した場合であっても、東京都の助成回数は1子につき6回もしくは3回限りです。
20	保険診療で治療を行っており、胚凍結を行っている状態だが、諸事情により移植は保険適用とならないことになりました。この場合、保険診療の期間に行っていた先進医療は申請できますか。	正しく保険上の算定が行われているのであれば、保険診療における特定不妊治療の中止ということで、保険診療の期間において、胚凍結に至るまでに実施した先進医療については申請することが可能です。

ホームページについて

1	医療機関が作成する証明書は東京都のホームページでも入手することはできますか。	東京都福祉局のホームページにも掲載しています。 「福祉局 特定不妊治療費」で検索をお願いします。
2	東京都のホームページに掲載されている内容（医療機関名称等）に変更があります。その場合に、手続きは必要ですか。	変更事項をメール等でお知らせください（様式は東京都福祉局ホームページに掲載しています。）。 なお、電話では誤受付の可能性もあるため、承れません。

特定不妊治療費（先進医療）助成事業 医療機関向けQ & A

その他		
1	証明書作成に係る文書料の規定はありますか。	東京都では規定を設けていません。
2	「東京都不妊治療費（先進医療）助成事業の御案内」を送付してほしいのですが、どこに依頼すればよいですか。	所定の様式に必要事項を記入の上、メールにて依頼をしてください（様式及び宛先は、東京都福祉局ホームページ上に掲載しています。）。 なお、状況により、部数を調整させていただく場合があります。